

第132期

# 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2023年6月22日(木曜日)午前10時

開催  
場所

東京都品川区東品川二丁目5番8号  
天王洲パークサイドビル20階  
住友ベークライト株式会社 会議室

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2023年6月21日(水曜日)午後5時40分まで

株主総会にご出席の株主様への来場記念品のご用意  
はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 基本方針

我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、  
事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。

## 私たちの行動指針

1. 私たちは、持続可能な社会の実現に貢献し、お客様が満足する製品・サービスを提供します。
2. 私たちは、法令および企業倫理に則って、公正で透明な事業活動を行います。
3. 私たちは、安全な職場環境の実現、健康の保持増進に取り組めます。
4. 私たちは、地球環境保全への取り組みを積極的に進めます。
5. 私たちは、当社グループの事業に関わる全ての人々の人権を尊重します。

## 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第132期定時株主総会を2023年6月22日（木曜日）に開催いたしますので、ここにご案内申し上げます。

代表取締役社長 藤原一彦

### 目次

第132期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	7
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	
■ 第2号議案 取締役9名選任の件	
■ 第3号議案 監査役4名選任の件	
■ 第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
■ 第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
事業報告	27
連結計算書類	52
計算書類	55
監査報告書	58
トピックス	64

※本招集ご通知に掲載しておりますグラフ、図、写真等は、ご参考情報であります。



(証券コード4203)  
2023年5月31日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目5番8号  
**住友ベークライト株式会社**  
代表取締役社長 藤 原 一 彦

## 第132期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第132期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第132期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sumibe.co.jp/ir/shareholder/index.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」欄に「住友ベークライト」または「コード」欄に「4203」を入力・検索し、「基本情報」から「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、5頁および6頁のご案内に従って、2023年6月21日（水曜日）午後5時40分までに書面またはインターネットによって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目5番8号 天王洲パークサイドビル20階  
住友ベークライト株式会社 会議室
  3. 目的事項
- 報告事項**
1. 第132期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
  2. 会計監査人および監査役会の第132期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役9名選任の件
- 第3号議案** 監査役4名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- 
- 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - 電子提供措置事項について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

## 事前に議決権を行使いただく場合

### ■ インターネットによる議決権行使の場合



行使期限

2023年6月21日（水曜日）午後5時40分行使分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、次頁の内容をご確認のうえ、行使期限までに議案の賛否をご入力ください。

※ インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

詳細は次頁をご覧ください。

### ■ 書面による議決権行使の場合



行使期限

2023年6月21日（水曜日）午後5時40分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## 株主総会当日にご出席いただく場合



株主総会開催日時

2023年6月22日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



# インターネットによる議決権行使のご案内

## 「スマート行使」による議決権行使

「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



### ■ 議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※ インターネットによる議決権行使をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境やご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社  
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

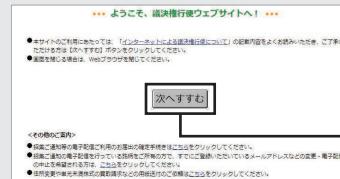
☎0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

## 「議決権行使コード・パスワード入力」による議決権行使

議決権行使ウェブサイト

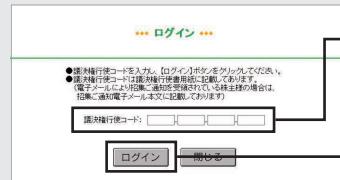
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

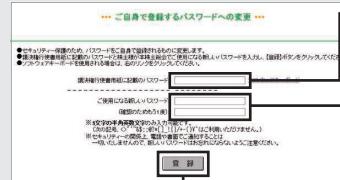
- 2 同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位への長期・安定的な利益還元を努めるとともに、将来の経営基盤を強固にしていくための内部留保の充実も念頭に置きながら、収益に応じた配当を行う方針であります。期末配当金につきましては、持続的成長に向けた戦略投資やM&Aの資金の確保も考慮し、1株につき70円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金とあわせて、前期比20円増額の1株につき130円となります。

#### 1 配当財産の種類 金銭

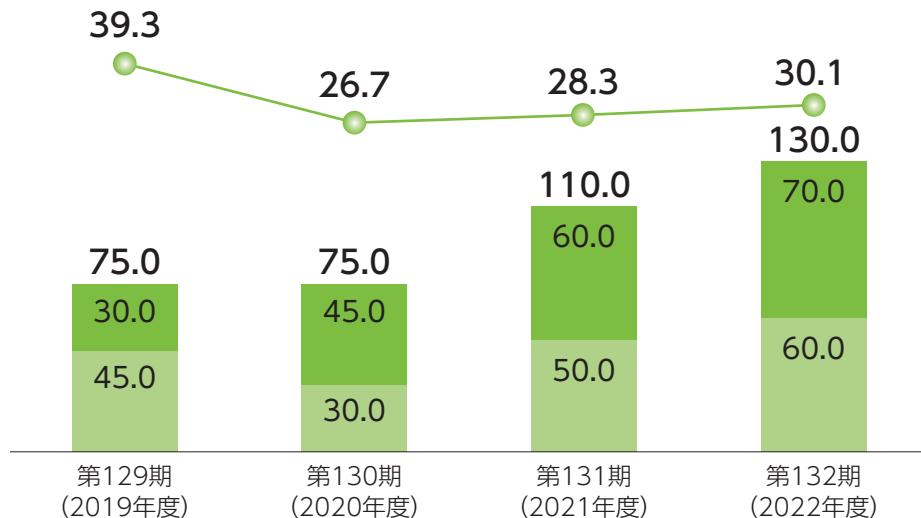
#### 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき70円 総額 3,293,819,270円

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月23日

(ご参考) 1株当たり配当金・配当性向の推移

■ 中間配当金 (円) ■ 期末配当金 (円) ● 配当性向 (%)



## 第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名をご選任願いたいと存じます。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当社における地位	
1	ふじ 藤	わら 原	かず 一	ひこ 彦	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	いな 稲	がき 垣	まさ 昌	ゆき 幸	代表取締役 副社長執行役員	再任
3	あさ 朝	くま 隈	すみ 純	とし 俊	取締役 副社長執行役員	再任
4	こ 小	ばやし 林		たかし 孝	取締役 専務執行役員	再任
5	くら 倉	ち 知	けい 圭	すけ 介	取締役 専務執行役員	再任
6	ひら 平	い 井	とし 俊	や 也	常務執行役員	新任
7	あ 阿	べ 部	ひろ 博	ゆき 之	社外取締役	再任 社外 独立
8	まつ 松	だ 田	かず 和	お 雄	社外取締役	再任 社外 独立
9	なが 永	しま 島	えつこ 恵津子		社外取締役	再任 社外 独立

(ご参考)

本議案が承認可決された場合、当社の取締役会が必要とする重要な知識・経験・能力等および各取締役との関係は、次の表のとおりとなります。なお、本表は、当社の取締役会が必要とする知識・経験・能力等のすべてを表すものではありません。また、各取締役の知識・経験・能力等は、主なものに●印をつけております。

(2023年6月22日時点)

氏名	会社における地位	知識・経験・能力等							
		企業経営	グローバル	営業・マーケティング	製造・生産技術	研究開発	IT・ITセキュリティ・ESG	D X ・ 情報システム	財務・会計
藤原 一彦	代表取締役社長 社長執行役員	●				●	●		
稲垣 昌幸	代表取締役 副社長執行役員				●		●	●	
朝隈 純俊	取締役 副社長執行役員		●	●		●			
小林 孝	取締役 専務執行役員		●	●	●				
倉知 圭介	取締役 専務執行役員		●		●	●			
平井 俊也	取締役 常務執行役員						●	●	●
阿部 博之	社外取締役		●		●	●			
松田 和雄	社外取締役	●	●						●
永島 恵津子	社外取締役	●					●		●

候補者  
番号

1

ふじ わら かず ひこ  
藤 原 一 彦

再任



生年月日

1958年3月2日

所有する当社株式の数

14,400株

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

## 略歴、地位および担当

1980年4月 当社入社  
 2009年6月 当社執行役員  
 2013年4月 当社常務執行役員  
 2014年6月 当社取締役 常務執行役員  
 2016年4月 当社取締役 専務執行役員  
 2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)

## 取締役候補者とした理由

当事業全般にわたる経験や実績を有し、取締役として長年にわたり当社の経営の中核を担ってまいりました。2018年6月に代表取締役社長に就任して以来、リーダーシップを発揮し、社業をけん引しており、これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

いな がき まさ ゆき  
稲 垣 昌 幸

再任



生年月日

1959年7月27日

所有する当社株式の数

13,700株

取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

## 略歴、地位および担当

1982年4月 当社入社  
 2009年6月 当社執行役員  
 2013年4月 当社常務執行役員  
 2015年6月 当社取締役 常務執行役員  
 2017年4月 当社取締役 専務執行役員  
 2021年4月 当社取締役 副社長執行役員  
 2022年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 (現在に至る)

## 担当

研究開発本部、先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、光電気複合インターポーザ事業開発推進部統轄 生産技術本部、コーポレートエンジニアリングセンター担当

## 取締役候補者とした理由

製造・生産技術部門やサステナビリティ推進に関する責任者として豊富な経験を有し、長年にわたりコーポレートの技術部門全般を統轄しております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

あさ くま すみ とし  
**朝 隈 純 俊**

再任



- 生年月日  
1961年1月3日
- 所有する当社株式の数  
10,600株
- 取締役会への出席状況  
14/14回 (100%)

#### 略歴、地位および担当

1985年4月 当社入社  
2010年6月 当社執行役員  
2014年4月 当社常務執行役員  
2015年6月 当社取締役 常務執行役員  
2018年4月 当社取締役 専務執行役員  
2022年4月 当社取締役 副社長執行役員 (現在に至る)

**担当** 高機能プラスチックセグメント統轄

#### 取締役候補者とした理由

研究開発部門および半導体関連材料セグメントにおける責任者として豊富な経験を有するとともに、現在は高機能プラスチックセグメントを統轄しております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

こ ばやし たかし  
**小 林 孝**

再任



- 生年月日  
1963年2月22日
- 所有する当社株式の数  
7,800株
- 取締役会への出席状況  
13/14回 (92.9%)

#### 略歴、地位および担当

1987年4月 当社入社  
2013年4月 当社執行役員  
2017年4月 当社常務執行役員  
2018年6月 当社取締役 常務執行役員  
2023年4月 当社取締役 専務執行役員 (現在に至る)

**担当** フィルム・シート研究所、フィルム・シート営業本部、医療機器事業本部、S-バイオ事業部、尼崎工場統轄

#### 重要な兼職の状況

秋田住友ベーク株式会社 代表取締役社長  
S B カワスミ株式会社 代表取締役会長

#### 取締役候補者とした理由

長年にわたり高機能プラスチックセグメントの事業に従事し、中国地域事業の責任者を務めるなど豊富な経験を有するとともに、現在はフィルム・シート事業、医療機器事業およびS-バイオ事業の責任者を務めております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

くら ち けい すけ  
**倉 知 圭 介**

再任



生年月日

1962年6月27日

所有する当社株式の数  
5,800株取締役就任後の  
取締役会への出席状況  
11/11回 (100%)

## 略歴、地位および担当

1985年4月 当社入社  
 2016年4月 当社執行役員  
 2018年4月 当社常務執行役員  
 2022年6月 当社取締役 常務執行役員  
 2023年4月 当社取締役 専務執行役員 (現在に至る)

**担当** 半導体関連材料セグメント、スマートコミュニティ市場開発本部  
 統轄

## 重要な兼職の状況

九州住友ベークライト株式会社 代表取締役社長  
 台湾住友培科股份有限公司 董事長

## 取締役候補者とした理由

入社以来、回路製品・電子部品材料にかかわる国内外の事業に携わり、以降は半導体関連材料セグメントの事業において生産や研究開発分野の職務に従事し、現在は同事業の責任者を務めるなど当該分野における豊富な経験を有しております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断されることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

ひら い とし や  
**平 井 俊 也**

新任



生年月日

1963年2月16日

所有する当社株式の数  
100株

## 略歴、地位および担当

1986年4月 住友化学工業株式会社 (現住友化学株式会社) 入社  
 2018年4月 同社基礎原料事業部長  
 2020年4月 SUMITOMO CHEMICAL ASIA PTE LTD 出向  
 2022年6月 住友化学株式会社退職  
 2022年7月 当社執行役員  
 2023年4月 当社常務執行役員 (現在に至る)

**担当** 経営戦略企画室、サステナビリティ推進部統轄 経理企画本部、  
 情報システム部、調達本部担当

## 取締役候補者とした理由

住友化学株式会社においては長年にわたり石油化学部門の職務に従事し、当社執行役員就任後は経理部門および企画部門の責任者を務めるほか、現在は新設したサステナビリティ推進部を含む複数の管理部門および調達部門の責任者も務めております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

7

あ べ ひろ ゆき  
阿 部 博 之

再任 社外 独立



生年月日

1936年10月9日

所有する当社株式の数  
0株

取締役会への出席状況  
13/14回 (92.9%)

#### 略歴、地位および担当

1977年10月 東北大学工学部教授  
1993年 4月 東北大学工学部長・工学研究科長  
1996年11月 東北大学総長  
2002年11月 東北大学名誉教授（現在に至る）  
2007年 6月 当社社外監査役  
2015年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大学教授としての専門的知識、豊富な経験および幅広い見識を有しており、これらの知見を生かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただくことを期待しております。指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行うなど、上記の期待に沿った役割を果たしていることから、当社の社外取締役に適任であり、かつ社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

まつ だ かず お  
松 田 和 雄

再任

社外

独立



## ■ 生年月日

1948年11月11日

## ■ 所有する当社株式の数

2,400株

## ■ 取締役会への出席状況

14/14回 (100%)

## 略歴、地位および担当

- 1971年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行  
 1988年 2月 富士インターナショナル ファイナンス（現みずほインターナショナル）ロンドン筆頭副社長  
 1994年10月 富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社）取締役  
 1995年 6月 同社常務取締役  
 1996年 6月 同社専務取締役  
 1997年 5月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）兜町支店長  
 2000年 4月 富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社）専務執行役員  
 2000年10月 みずほ証券株式会社常務執行役員  
 2002年12月 同社理事  
 2003年 5月 日本精工株式会社理事  
 2004年 6月 同社執行役  
 2006年 6月 同社執行役常務  
 2008年 6月 同社執行役専務  
 2009年 6月 同社取締役代表執行役専務  
 2011年 6月 同社特別顧問  
 2015年 6月 当社社外監査役  
 2016年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

## 重要な兼職の状況

大同メタル工業株式会社 社外監査役

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

金融機関および事業会社の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの知見を生かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただくことを期待しております。指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行うなど、上記の期待に沿った役割を果たしていることから、当社の社外取締役に適任であり、かつ社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

9

ながしま えつこ  
永島 恵津子

再任

社外

独立



生年月日

1954年8月23日

所有する当社株式の数  
0株

取締役会への出席状況  
14/14回 (100%)

### 略歴、地位および担当

1978年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所  
1980年7月 公認会計士附柴会計事務所入所  
1982年10月 公認会計士登録  
1988年6月 公認会計士永島会計事務所開設 代表（現在に至る）  
2008年4月 監査法人ベリタス代表社員  
2019年6月 当社社外監査役  
2021年6月 当社社外取締役（現在に至る）

### 重要な兼職の状況

公認会計士永島会計事務所 公認会計士  
ブルドックソース株式会社 社外取締役（監査等委員）

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計に関する幅広い見識を有しており、これらの知見を生かして客観的な立場から適切な意見や貴重な助言をいただくことを期待しております。指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行うなど、上記の期待に沿った役割を果たしていることから、当社の社外取締役に適任であり、かつ社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 倉知圭介氏は、台湾住友培科股份有限公司の董事長を兼務しており、同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っておりますほか、当社と同社との間には取引関係があります。
2. 上記1.の候補者以外の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。本議案が承認された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
5. 阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏は、社外取締役候補者であります。
6. 阿部博之氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は、当社の社外取締役就任前の8年間、当社の社外監査役でありました。  
松田和雄氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。なお、同氏は、当社の社外取締役就任前の1年間、当社の社外監査役でありました。  
永島恵津子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は、当社の社外取締役就任前の2年間、当社の社外監査役でありました。
7. 阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」（26頁）に基づき、独立性を有していると判断しております。また、3氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っております。

## 第3号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4名）が任期満了となりますので、監査役4名をご選任願いたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	たけざきよしかず 竹崎義一	常務執行役員	新任
2	あおきかつしげ 青木勝重	常勤監査役	再任
3	やまぎしかずひこ 山岸和彦	社外監査役	再任 社外 独立
4	かわてのりこ 川手典子	社外監査役	再任 社外 独立

(ご参考)

本議案が承認可決された場合、当社の監査役会が必要とする重要な知識・経験・能力等および各監査役との関係は、次の表のとおりとなります。なお、本表は、当社の監査役会が必要とする知識・経験・能力等のすべてを表すものではありません。また、各監査役の知識・経験・能力等は、主なものに●をつけています。

(2023年6月22日時点)

氏名	会社における地位	知識・経験・能力等				
		企業経営・組織運営	財務・会計	法務・コンプライアンス	内部統制・リスク管理	グローバル
竹崎義一	常勤監査役	●		●	●	
青木勝重	常勤監査役		●		●	●
山岸和彦	社外監査役			●	●	●
川手典子	社外監査役		●	●	●	

(注) 常勤監査役は、本総会終結後の監査役会で選定を予定しております。

候補者  
番号

1

たけ ぎき よし かず  
竹 崎 義 一

新任



生年月日

1962年8月9日

所有する当社株式の数

8,200株

略歴および地位

1985年4月 当社入社  
2008年6月 当社人材開発部長  
2015年4月 当社執行役員  
2021年4月 当社常務執行役員（現在に至る）

監査役候補者とした理由

主に人事部門の責任者として豊富な経験を有するとともに、現在は総務・法務部門においても責任者を務めており、これらの経験や実績を当社の監査に生かしていただきたいため、新たに監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

あお き かつ しげ  
青 木 勝 重

再任



生年月日

1961年4月12日

所有する当社株式の数

1,300株

取締役会への出席状況

14/14回（100%）

監査役会への出席状況

19/19回（100%）

略歴および地位

1986年4月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社  
2012年3月 同社内部統制・監査部長  
2019年6月 同社退職  
当社常勤監査役（現在に至る）

監査役候補者とした理由

住友化学株式会社において長年にわたり海外を含む財務・会計、内部統制・内部監査、グループガバナンスに係る業務に従事した経験を有しております。今後ともこれらの経験や実績を当社の監査に生かしていただきたいため、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

やま ぎし かず ひこ  
山 岸 和 彦

再任 社外 独立



■ 生年月日

1956年4月19日

■ 所有する当社株式の数  
0株

■ 取締役会への出席状況  
14/14回 (100%)

■ 監査役会への出席状況  
19/19回 (100%)

### 略歴および地位

1984年4月 弁護士登録  
1995年9月 ニューヨーク州弁護士登録  
1998年3月 あさひ法律事務所パートナー（現在に至る）  
2008年4月 やまと債権管理回収株式会社取締役  
2019年6月 当社社外監査役（現在に至る）

### 重要な兼職の状況

あさひ法律事務所 弁護士  
新コスモス電機株式会社 社外監査役

### 社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的見地および経営に関する幅広い見識を有しております。今後ともこれらの経験や知見を当社の監査に生かしていただきたいため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

かわ て のり こ  
**川 手 典 子****再任** **社外** **独立****生年月日**

1976年2月22日

**所有する当社株式の数**  
100株**取締役会への出席状況**  
14/14回 (100%)**監査役会への出席状況**  
19/19回 (100%)**略歴および地位**

- 1999年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2001年7月 公認会計士登録
- 2003年4月 川手公認会計士事務所開設 所長（現在に至る）
- 2004年8月 弁護士法人キャスト（現弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所）参画
- 2004年11月 税理士登録
- 2008年2月 クレアコンサルティング株式会社設立 代表取締役（現在に至る）
- 2009年1月 税理士法人グロシア社員
- 2011年11月 米国公認会計士登録
- 2015年2月 キャストグループ（現キャストグローバルグループ）パートナー（現在に至る）
- 2021年6月 当社社外監査役（現在に至る）

**重要な兼職の状況**

川手公認会計士事務所 公認会計士 税理士 米国公認会計士  
 クレアコンサルティング株式会社 代表取締役  
 キャストグローバルグループ パートナー  
 いちご株式会社 社外取締役  
 ニチレキ株式会社 社外監査役

**社外監査役候補者とした理由**

公認会計士および税理士としての専門的見地ならびに財務、会計および経営に関する幅広い見識を有しております。今後ともこれらの経験や知見を当社の監査に生かしていただきたいため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 青木勝重、山岸和彦および川手典子の3氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
3. 当社は、取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。本議案が承認された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
4. 山岸和彦および川手典子の両氏は、社外監査役候補者であります。
5. 山岸和彦氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
川手典子氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 山岸和彦および川手典子の両氏は、当社の定める「取締役・監査役の独立性基準」(26頁)に基づき、独立性を有していると判断しております。また、両氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数が欠けた場合に備えて、あらかじめ補欠監査役1名をご選任願いたいと存じます。なお、補欠監査役候補者の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ゆ ぶ せつ こ  
由 布 節 子

社外 独立



生年月日

1952年3月28日

所有する当社株式の数

0株

### 略歴および地位

1981年4月 弁護士登録

2002年1月 渥美・臼井法律事務所（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）シニアパートナー（現在に至る）

### 重要な兼職の状況

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

パナソニックホールディングス株式会社 社外監査役

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士としての専門的見地および経営に関する幅広い見識を有しておられることから、当社の社外監査役に適任であり、かつ社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本議案が承認され、補欠監査役が社外監査役に就任する場合、社外監査役就任時に会社法第427条第1項の規定に基づき由布節子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。本議案が承認され、補欠監査役が社外監査役に就任する場合、由布節子氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、次回更新時に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
4. 由布節子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
5. 由布節子氏は、当社が定める「取締役・監査役の独立性基準」（26頁）に基づき、独立性を有していると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

## 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において、年額5億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億5千万円以内といたします。

また、対象取締役は、取締役会の決議に基づき、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年7万5千株以内（ただし、本総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率または併合比率等に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

なお、当社の普通株式を発行または処分する場合の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において、取締役会において決定いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会または取締役会の決議により委任を受けた指名・報酬委員会において決定することといたします。

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、本議案が承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを決議しております。なお、当該決議に関しては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において、当該変更を承認する決定をしております。当該変更後の方針の概要は25頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっていることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

本議案に基づく当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、次の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

### (1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、本割当株式の割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役または執行役員の地位を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

## (2)退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役または執行役員の地位を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

## (3)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役または執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

## (4)本割当株式の無償取得

- ① 対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役または執行役員の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。当社は、この定めに従い、譲渡制限期間が満了した時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ② 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として本割当契約または当社の取締役会で定める一定の事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

## (5)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合、本議案の承認可決時点における月額報酬（固定報酬）と株式報酬の割合が合理的となるよう、対象取締役に対する現行の月額報酬の支給額を減額し、株式報酬に充てる予定であります。

また、当社は、本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員（国内非居住者を除きます。）に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

(ご参考)

本議案が承認可決された場合の、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、次のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、業績や株主価値と連動した報酬体系を構築する。具体的には、役位に応じた固定報酬として「月額報酬」、事業の年度計画の達成への意欲を高めるための短期インセンティブとして「賞与」、および株主との価値共有を促進するための中長期インセンティブとして「株式報酬」により構成する。ただし、社外取締役の報酬は、月額報酬のみとする。なお、月額報酬と賞与の支給総額の合計は年額5億5千万円以内、株式報酬の支給総額は年額1億5千万円以内と、それぞれ株主総会で決議された限度額の範囲内とする。

取締役の個人別の報酬等の額を決定するにあたっては、独立社外取締役（株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出を行っている者）が過半数を占める指名・報酬委員会に対し、取締役会決議により、その決定を委任する。

#### (1) 月額報酬

月額報酬は、在任期間中に毎月定額を金銭で支給することとし、経営環境や経済情勢等を総合的に勘案し、役位ごとに個別の支給額を決定する。

#### (2) 賞与

賞与は、業績に連動して金額を決定することとし、その算定指標として、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標の一つである事業利益を採用する。事業利益に一定率を乗じて算出した額を支給総額とし、個別の支給額は、役位や職責等に応じて支給総額に一定率を乗じた額により算出する。賞与は、毎年6月の定時株主総会の日に金銭で支給する。

#### (3) 株式報酬

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、役位ごとに定めた支給額に応じた数の譲渡制限付株式を定時株主総会後の一定の時期に割り当てる。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間とする。なお、割当てを受けた取締役が譲渡制限期間中に法令、社内規則または譲渡制限付株式割当契約の違反その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は当該割当株式の全部または一部を無償で取得する。

#### (4) 各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の総額に対する各報酬の割合は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、役位や職責等に応じて適切に定める。

(ご参考)

当社は、次のとおり取締役および監査役の独立性に関する基準を定め、独立性を判断しております。

#### 取締役・監査役の独立性基準

取締役および監査役の独立性を判断するための基準を、以下のとおりとする。

1. 取締役および監査役が独立性を有するためには、会社法に定める社外役員の要件を満たし、かつ、以下のいずれにも該当しないこととする。
  - ① 当社の主要な取引先（過去5年間に該当するもの）
    - ・直近事業年度における当社の年間連結売上収益の2%以上の取引がある者（法人その他の団体の場合はその業務執行者（顧問等の役職を含む））
    - ・当該対象者が主要な取引先である者の業務執行者の地位を離れている場合、退職後5年以上経過していないこと
    - ・当社を主要な取引先とする者については、取引実態に即して判断する
  - ② 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタント等
    - ・当社から役員報酬を除き年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者（弁護士法人、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファーム等の法人、組合等の団体に所属する者を含む）
    - ・当社から年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者（法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者を含む）
  - ③ 主要株主
    - ・当社株式の議決権保有割合が10%以上の者（法人その他の団体の場合はその業務執行者（顧問等の役職を含む））
    - ・過去5年間に上記の法人その他の団体の業務執行者であった者
  - ④ 近親者
    - ・当社グループの業務執行者の配偶者および2親等以内の近親者
    - ・①～③に該当する者の配偶者および2親等以内の近親者については、実態に即して独立性を判断する
2. 上記1. 以外の属性において独立性が疑われる場合については、個別に取締役会が独立性を判断する。

以 上

# 事業報告 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過およびその成果

当期の経済環境は、ウクライナ情勢の長期化による資源価格の高騰とそれらに伴う物価全般の上昇、中国における新型コロナウイルスの感染者数増加による景況悪化、コロナ禍からの回復過程により生じた巣ごもり関連需要の終了など激しい変化がみられました。また、為替相場は昨年後半に記録的な円安・ドル高となるなど、期を通じて円安傾向が続きました。

このような情勢のもと、当社グループの売上収益は、円安為替評価による海外売上の増加に加え、原料価格上昇に対応して製品価格改定を行った結果、前期比8.3%増加し2,849億39百万円となりました。損益につきましては、半導体関連材料および高機能プラスチック製品の市況悪化に加え、海外拠点での人手不足を背景とする人件費増加、エネルギーコストの高騰などにより、事業利益\*は、前期比3.9%減少し254億48百万円、営業利益は、前期比0.3%減少し248億23百万円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、受取利息・受取配当金の増加等により、前期比10.9%増加し202億89百万円（過去最高益）となりました。

\* 当社グループでは、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標の一つとして「事業利益」という段階利益を導入しております。「事業利益」は、「売上収益」から「売上原価」と「販売費及び一般管理費」を控除して算出しております。

売上収益	当期	2,849億39百万円	前期 前期比	2,631億14百万円 8.3%増▲
事業利益	当期	254億48百万円	前期 前期比	264億89百万円 3.9%減▼
営業利益	当期	248億23百万円	前期 前期比	248億87百万円 0.3%減▼
親会社の所有者に 帰属する当期利益	当期	202億89百万円	前期 前期比	182億99百万円 10.9%増▲

## 半導体関連材料部門

〈主要な製造・販売品目等〉

半導体封止用エポキシ樹脂成形材料

感光性ウェハーコート用液状樹脂

半導体用液状樹脂

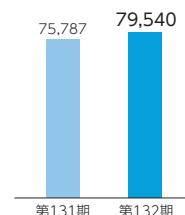
半導体基板材料

売上収益	前期比
795億40百万円	+5.0%
事業利益	前期比
153億23百万円	-7.2%

売上収益構成比



売上収益の推移（百万円）



主力の半導体封止用エポキシ樹脂成形材料は、前期好調だったパソコンやスマートフォンなど民生向けの需要が巣ごもり需要終了の影響等により冷え込み、在庫調整局面が長期化していることから、販売数量は減少しました。売上収益は原料価格上昇に伴う価格改定と円安影響により増加しましたが、事業利益はコスト削減の取り組みにもかかわらず販売数量減少の影響が大きく、前期比減益となりました。

感光性ウェハーコート用液状樹脂は、主要用途であるメモリー需要が堅調に推移しており、販売数量、売上収益ともに前期並みで推移しました。

半導体用ダイボンディングペーストは、民生用途の需要減少、顧客での在庫調整が長期化し、販売数量、売上収益は前期を下回りました。

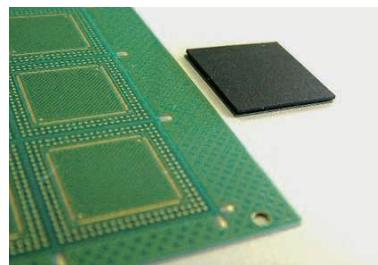
半導体パッケージ基板材料「LαZ<sup>®</sup>」シリーズは、中国市場のスマートフォン需要低迷が長期化しており、売上収益は減少しました。



半導体封止用エポキシ樹脂成形材料



感光性ウェハーコート用液状樹脂



半導体パッケージ基板材料「LαZ<sup>®</sup>」

## 高機能プラスチック部門

〈主要な製造・販売品目等〉

フェノール樹脂成形材料

工業用フェノール樹脂  
成形品

合成樹脂接着剤

エポキシ樹脂銅張積層板

フェノール樹脂銅張積層板

航空機内装部品

売上収益

1,023億51百万円 +11.0%

前期比

事業利益

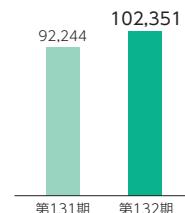
46億37百万円 -21.9%

前期比

売上収益構成比



売上収益の推移 (百万円)



主力の工業用フェノール樹脂およびフェノール樹脂成形材料は、中国での新型コロナウイルス感染者数増加による生産・消費活動停滞の影響で、国内・アジア地域の販売数量が大幅に減少しました。製品価格の改定、北米の経済環境改善等による売上収益の押し上げ要因はありましたが、主力のアジア地域での販売数量減少の影響をカバーできず、事業利益は前期を大きく下回りました。

銅張積層板は、エアコン用、LED照明用基板の販売が好調に推移してきましたが、年明け以降、顧客が在庫調整局面に入ったことにより、売上収益は前期比で横ばいでした。

航空機内装部品は、航空産業の事業環境改善を背景に売上収益は大幅に増加し、生産合理化や製品価格改定で収益力も改善しました。



工業用フェノール樹脂



フェノール樹脂成形材料



航空機内装部品

## クオリティオブライフ関連製品部門

〈主要な製造・販売品目等〉

医療機器製品・医薬品

ビニル樹脂シートおよび複合シート

メラミン樹脂化粧板・化粧シート

ポリカーボネート樹脂板

塩化ビニル樹脂板

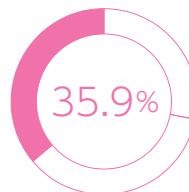
防水工事の設計ならびに施工請負

鮮度保持フィルム

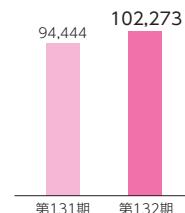
バイオ関連製品

売上収益	前期比
1,022億73百万円	+8.3%
事業利益	前期比
92億10百万円	+24.0%

売上収益構成比



売上収益の推移 (百万円)



クオリティオブライフ関連製品は、医療機器製品、ビニル樹脂シートおよび複合シートの販売が好調に推移しており、過去最高の売上収益、事業利益となりました。

医療機器製品は、北米向けの採血キット、アジア向けの血液バッグなど輸出版売が好調なことに加え、北米の医療機器製造子会社の業績も好調なことから、売上収益は大幅に増加しました。

バイオ関連製品は、高付加価値品の販売に注力しましたが、国内向け一般品の販売が減少したこともあり、売上収益は前期並みでした。

ビニル樹脂シートおよび複合シートは、産業用途が半導体市況の悪化、スマートフォンの販売減などの影響を受けて販売数量が減少しましたが、医薬品包装用途はジェネリック医薬品向けを中心に好調を維持し、食品包装用途も堅調に推移したことから、売上収益は前期比で大幅に増加しました。

ポリカーボネート樹脂板および塩化ビニル樹脂板は、原料価格上昇等に対応して製品価格改定を進めて収益力改善に努めてきましたが、サングラス用の偏光板用途で需要回復が遅れており、売上収益は前期比で横ばいでした。

防水関連製品は、新築住宅向け屋根防水工事を中心に需要が回復基調で、売上収益は増加しました。



医療機器製品



ビニル樹脂シートおよび複合シート



ポリカーボネート樹脂板

その他につきましては、売上収益は前期比21.3%増加し7億75百万円となりました。

## (2) 資金調達の状況

当期における資金調達については、増資または社債発行等、特別の資金調達は行っておりません。

## (3) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、183億13百万円でした。

設備投資の主な内容は、次のとおりであります。

社名	設備の内容
V Y N C O L I T N V	車載用エポキシ樹脂成形材料生産ライン
南通住友電木有限公司	フェノール樹脂成形材料工場建屋および生産ライン
蘇州住友電木有限公司	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料工場
台湾住友培科股份有限公司	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料工場建屋および生産ライン

## (4) 企業再編等の状況

2022年4月1日付で、当社の完全子会社であるS Bバイオサイエンス株式会社を吸収合併いたしました。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染拡大の影響をはじめとした不確実な状況や、社会・環境の急激な変化にも適応できるよう、これまで以上に経営基盤を強化するとともに、社会課題の変化を成長機会に結びつけることで将来につながるサステナブルな経営を推進するべく、2021年度から3か年の中期経営計画に取り組んでおります。その骨子は、次のとおりであります。

ビジョン	プラスチックの可能性を広げ、お客様の価値創造を通じて、 <b>「未来に夢を提供する会社」</b> を目指す
中期基本方針	SDGsに則し、機能性化学分野で <b>「ニッチ&amp;トップシェア」</b> を実現、事業規模の拡大を図る
基本戦略	・競争優位性のある新製品の開発、早期戦力化 ・既存製品の収益力強化、新規顧客・用途・地域の拡大 ・成長領域における積極的な戦略投資（M&A、DX等）
数値目標*	最終年度（2023年度） 売上収益3,000億円 事業利益300億円 ROE10%

\* 本中期経営計画の策定時に掲げた最終年度の数値目標（売上収益2,500億円、事業利益250億円、ROE10%）は、ROEを除いて初年度である2021年度において達成することができたため、2022年度に最終年度の数値目標を見直しております。

当社グループは、本中期経営計画の最終年度である2023年度において、次のような取り組みを進めてまいります。

### サステナビリティに関する取り組み

#### (考え方)

当社グループは、社会課題を解決し、持続的な成長と価値創造を実現していくためには、経済的価値のみならず社会的価値向上への取り組みが不可欠と考えており、基本方針である「我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。」に基づいて事業活動を行っております。

当社グループが取り組むべきサステナビリティは、プラスチックの多様な機能を追求し、その可能性をさらに広げながら、既存製品の環境負荷を最小化し、後述のSDGsへの貢献を高めるとともに、新製品・新サービスを社会に提供することにより、新たな環境的価値や社会的価値を創造していくことです。当社グループが提供するプラスチックのポジティブな本質的価値を世の中やお客様に認知いただくことで適正な経済的価値を生み出すといった取り組みを通じて、企業価値の持続的向上を図ります。

また、サステナビリティ経営を加速するべく、当社グループ全体の取り組みを牽引するサステナビリティ推進部を、また全従業員がイノベーションに挑戦する企業カルチャーへの変革に向けた基盤づくりを担うDE&I推進室を2023年4月に新設しました。これからもすべての事業活動において、基本方針に基づき、環境的価値や社会的価値を要件とした製品・サービスの研究、開発、製造、販売を行い、サステナブルな社会の実現に貢献できるよう、全社一丸となって取り組んでまいります。

#### (SDGs貢献)

2015年9月の国連サミットで採択された世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）は、社会のニーズそのものであり、基本方針の理念に通じるものであると考えています。当社グループでは、重点的に取り組むべきSDGsの領域を定めるとともに、SDGsに寄与する製品を「SDGs貢献製品」と認定し、その売上収益比率を向上させる取り組みを行っております。

#### (気候変動対応)

当社グループは、SDGsの中でも「気候変動」への対応は特に重要であると考えており、2020年3月に策定した「環境ビジョン2050（ネットゼロ）」をもとに、省エネ活動、太陽光発電等の取り組みを進め、2022年1月からは国内全事業所に再生可能エネルギー由来の電力を導入しています。また、2021年には、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明し、これらの取り組みを加速させるとともに、全社横断の社内タスクチームを組織し、当該提言に基づく情報開示に向けた活動を推進しております。

#### (人的資本・多様性に関する取り組み)

経営として取り組むべき重要課題の一つとして、DE&I（ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公正性）、インクルージョン（包括性））の推進を掲げ、前述のとおり新たにDE&I推進室を設置するとともに、多様な人材が個性や能力を発揮し、一人ひとりの状況に応じた公正な機会が提供され、相互の理解と尊重のもとで生き生きと活躍できる会社の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

## DXの推進

本中期経営計画では、DX（デジタルトランスフォーメーション）を意識した経営を推進し、競争力のある製品やサービスを創出していくことを掲げております。研究開発では、データ駆動型開発の促進に向けたプロジェクトを立ち上げたほか、社内制度を整備して高度なデジタルスキルを有する人材の育成に注力しております。また、生産技術のデジタル化のグローバル展開、ITを活用した業務プロセスの見直し・効率化による生産性向上・働き方改革推進、デジタルツールを活用した営業活動の推進などの取り組みを進めており、DXを通じてビジネスモデルの変革を起こすことで、新たな顧客価値の創出につなげてまいります。

## 事業分野別の取り組み

### (半導体関連材料)

将来の市場成長を見据えて中国および台湾の新生産ラインにより生産体制を強化するとともに、先端材料向け製品や環境対応製品などの高機能材料の開発や拡販を進めることで、グローバルシェアのさらなる拡大を目指します。また、モビリティ向け戦略製品の拡販や欧米での現地生産拠点の確立、電動車向け樹脂化電動アクスルの取り組み等を通じて、モビリティ分野において確固たる地位を築きます。

### (高機能プラスチック)

グローバルに展開する拠点間の連携により基盤製品のシェア拡大を通じて収益力を向上させ、成長分野であるモビリティ・交通、通信・制御、エネルギー・環境向けの事業強化と、不採算事業の改善により、製品ポートフォリオの変革を加速します。

### (クオリティオブライフ関連製品)

#### ・医療機器事業およびバイオ事業

営業効率の向上や製品ラインナップの拡充など、SBカワスミ株式会社との医療機器事業の統合によるグループシナジーの最大化を図るとともに、戦略製品である血管内治療や消化器向け製品のシェア拡大を目指します。バイオ事業では、自社製造の体外診断用医薬品の拡販やパートナー企業との積極的な協業などを通じて、事業規模の拡大を図ります。

#### ・フィルム・シート事業

モノマテリアルやバイオマス材料を使用した環境対応製品の市場投入や食品包装用スキンパックの市場創出など新たな事業領域の開拓を進めるとともに、既存製品の拡販によるシェアアップを通じて、さらなる事業規模の拡大を目指します。

#### ・産業機能性材料事業および防水関連事業

産業機能性材料では、光学制御製品や車載用絶縁材料などの差別化技術を生かした高付加価値製品への注力により、また防水関連では、住宅向けのみならず、大型の一般建築分野向けのビジネスを拡大することで、高収益のビジネスモデルへの転換を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

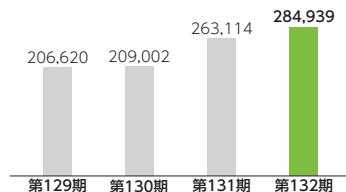
## (6) 財産および損益の状況の推移

国際会計基準 ( I F R S )

区 分	第129期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第130期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第131期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第132期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売上収益 (百万円)	206,620	209,002	263,114	284,939
事業利益 (百万円)	14,346	16,642	26,489	25,448
営業利益 (百万円)	10,285	19,914	24,887	24,823
税引前利益 (百万円)	11,499	16,139	25,880	26,736
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	8,986	13,198	18,299	20,289
基本的1株当たり当期利益 (円)	190.96	280.46	388.86	431.19
資産合計 (百万円)	283,322	345,763	370,836	378,457
資本合計 (百万円)	179,154	202,141	232,136	257,692
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	3,764.17	4,254.48	4,883.23	5,426.86

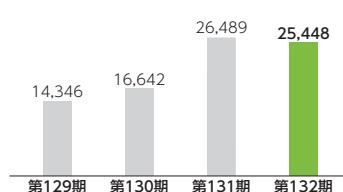
## 売上収益

(単位:百万円)



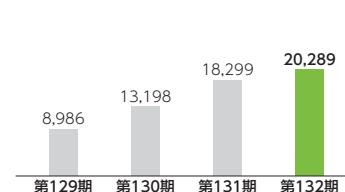
## 事業利益

(単位:百万円)



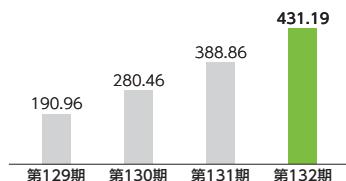
## 親会社の所有者に帰属する当期利益

(単位:百万円)



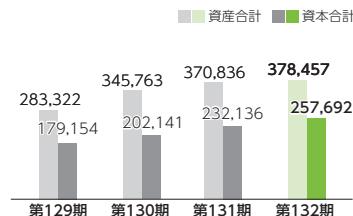
## 基本的1株当たり当期利益

(単位:円)



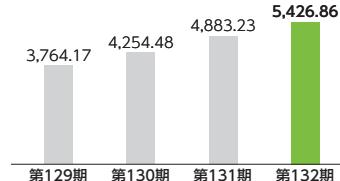
## 資産合計・資本合計

(単位:百万円)



## 1株当たり親会社所有者帰属持分

(単位:円)



(7) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社		東京都品川区
研 究 所	先端材料研究所	栃木県宇都宮市
	バイオ・サイエンス研究所	神戸市西区
	コーポレートエンジニアリングセンター	静岡県藤枝市
	H P P 技術開発研究所	
	フィルム・シート研究所	兵庫県尼崎市
	産業機能性材料研究所	栃木県鹿沼市
	情報通信材料研究所	栃木県宇都宮市 福岡県直方市
工 場	尼崎工場	兵庫県尼崎市
	鹿沼工場	栃木県鹿沼市
	静岡工場	静岡県藤枝市
	宇都宮工場	栃木県宇都宮市

② 子会社

日 本	秋田住友ベーク株式会社 S B カワスミ株式会社 住ベシート防水株式会社 九州住友ベークライト株式会社	秋田県秋田市 川崎市川崎区 東京都品川区 福岡県直方市
欧 州	SUMITOMO BAKELITE EUROPE NV VYNCOLIT NV SUMITOMO BAKELITE EUROPE (BARCELONA), S.L.U.	ベルギー ベルギー スペイン
北 米	SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC. DUREZ CORPORATION VAUPELL HOLDINGS, INC. SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA, INC.	米国 米国 米国 米国
ア ジ ア	南通住友電木有限公司 SNC INDUSTRIAL LAMINATES SDN. BHD. 蘇州住友電木有限公司 SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD. 住友倍克澳門有限公司 東莞住友電木有限公司 SUMIDUREZ SINGAPORE PTE. LTD. KAWASUMI LABORATORIES (THAILAND) CO., LTD. 台湾住友培科股份有限公司	中国 マレーシア 中国 シンガポール マカオ 中国 シンガポール タイ 台湾

(注) 2023年4月1日付で、VYNCOLIT NVは、SUMITOMO BAKELITE EUROPE (GHENT) NVに商号を変更しました。

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

部 門	従 業 員 数 (名)
半 導 体 関 連 材 料 部 門	1,071
高 機 能 プ ラ ス チ ッ ク 部 門	2,276
ク オ リ テ ィ オ ブ ラ イ フ 関 連 製 品 部 門	4,300
そ の 他	49
全 社 ( 共 通 )	348
合 計	8,044 (前期末比+128)

## (9) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

地域	会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
日本	秋田住友ベーク株式会社	百万円 490	100.00	工業用フェノール樹脂、医療機器製品、 パイオ関連製品および合成樹脂接着剤の 製造
	S B カワ ス ミ 株 式 会 社	百万円 310	100.00	医療機器製品および医薬品の開発・製 造・販売
	住ベシート防水株式会社	百万円 300	100.00	防水材料の製造・販売および防水工事の 設計・施工請負
	九州住友ベークライト株式会社	百万円 200	100.00	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料および 感光性ウエハコート用液状樹脂の製造
欧州	SUMITOMO BAKELITE EUROPE NV	千ユーロ 109,283	100.00 (0.03)	工業用フェノール樹脂の製造・販売およ び当社グループ各社製品の仕入販売
	V Y N C O L I T N V	千ユーロ 9,665	100.00 (90.00)	フェノール樹脂成形材料等の製造・販売
	SUMITOMO BAKELITE EUROPE (BARCELONA), S.L.U.	千ユーロ 71	100.00 (100.00)	工業用フェノール樹脂の製造・販売
北米	SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC.	千米ドル 381,250	100.00	北米地域子会社の持株会社
	DUREZ CORPORATION	千米ドル 104,360	100.00 (100.00)	工業用フェノール樹脂の製造・販売
	VAUPELL HOLDINGS, INC.	千米ドル 7	100.00 (100.00)	航空機内装部品および医療機器製品等の 製造・販売
	SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA, INC.	千米ドル 0.5	100.00 (100.00)	フェノール樹脂成形材料の製造・販売
アジア	南通住友電木有限公司	千人民元 696,474	100.00	工業用フェノール樹脂、フェノール樹脂 成形材料、液状エポキシ樹脂および共押 出複合シートの製造・販売
	SNC INDUSTRIAL LAMINATES SDN. BHD.	千米ドル 62,204	100.00	フェノール樹脂銅張積層板および工業用 フェノール樹脂の製造・販売
	蘇州住友電木有限公司	千人民元 355,414	100.00 (100.00)	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料の製 造・販売
	SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD.	千米ドル 31,314	100.00	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料およ び半導体用液状樹脂の製造・販売
	住友倍克澳門有限公司	千米ドル 30,665	100.00	エポキシ樹脂銅張積層板の製造・販売
	東莞住友電木有限公司	千人民元 49,981	100.00	医療機器製品の製造・販売
	SUMIDUREZ SINGAPORE PTE. LTD.	千米ドル 5,121	100.00	フェノール樹脂成形材料の製造・販売
	KAWASUMI LABORATORIES (THAILAND) CO., LTD.	千バツ 235,000	99.51 (99.51)	医療機器製品および医薬品の製造
	台湾住友培科股份有限公司	千台湾ドル 800,000	69.00	半導体封止用エポキシ樹脂成形材料の製 造・販売

(注) 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社が有する議決権の比率を内数で示しております。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社日本政策投資銀行	1,500
株式会社三井住友銀行	1,384
三井住友信託銀行株式会社	1,262

(注) 上記のほか、シンジケートローンとして19,381百万円の借入れがあります。

## 2. 会社の株式の状況 (2023年3月31日現在)

### (1) 株式の種類および単元株式数

種 類	普通株式
単 元 株 式 数	100株

### (2) 株 式 数

発行可能株式総数	160,000,000株
発行済株式総数	49,590,478株
	(自己株式2,535,917株を含む。)

### (3) 株 主 数

うち単元株主数	7,519名
---------	--------

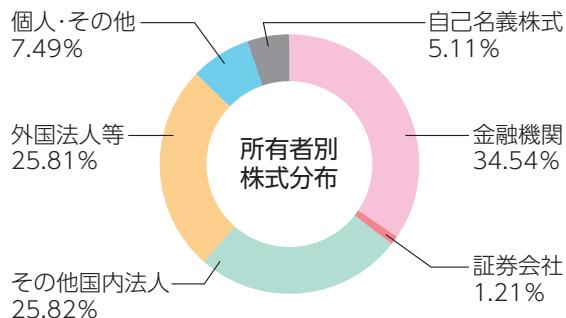
### (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
住 友 化 学 株 式 会 社	10,509	22.34
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	7,805	16.59
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	3,360	7.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	934	1.99
株 式 会 社 か ん ぼ 生 命 保 険	895	1.90
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ・ 三 井 住 友 信 託 退 給 口	873	1.86
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	872	1.85
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	621	1.32
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500 HKMPF 10PCT POOL	604	1.28
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	523	1.11

- (注) 1. 当社は自己株式2,535千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



### 3. 会社役員 の 状況 (2023年3月31日現在)

#### (1) 取締役および監査役の状況

氏 名	会社における地位	会社における担当および重要な兼職の状況
藤 原 一 彦	代表取締役社長 社長執行役員	
稲 垣 昌 幸	代表取締役 副社長執行役員	生産技術本部長 研究開発本部、先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、光電気 複合インターポーザ事業開発推進部統轄 コーポレートエンジニアリングセンター担当
朝 隈 純 俊	取締 役員 副社長執行役員	高機能プラスチックセグメント、スマートコミュニティ市場開発本部 統轄 SUMITOMO BAKELITE NORTH AMERICA HOLDING, INC. DIRECTOR (CEO)
中 村 隆	取締 役員 専務執行役員	総務本部、人事本部、経理企画本部、経営戦略企画室、大阪事務所、 名古屋事務所統轄 情報システム部、調達本部担当 住ベ情報システム株式会社 代表取締役社長
小 林 孝	取締 役員 常務執行役員	医療機器事業本部長 フィルム・シート研究所、フィルム・シート営業本部、尼崎工場統轄 S-バイオ事業部担当 秋田住友ベーク株式会社 代表取締役社長 S B カワスミ株式会社 代表取締役会長
倉 知 圭 介	取締 役員 常務執行役員	半導体関連材料セグメント統轄 九州住友ベークライト株式会社 代表取締役社長 台湾住友培科股份有限公司 董事長
阿 部 博 之	取締 役	
松 田 和 雄	取締 役	大同メタル工業株式会社 社外監査役
永 島 恵 津 子	取締 役	公認会計士永島会計事務所 公認会計士 ブルドックソース株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ファルコホールディングス 社外取締役
寺 沢 常 夫	常 勤 監 査 役	
青 木 勝 重	常 勤 監 査 役	
山 岸 和 彦	監 査 役	あさひ法律事務所 弁護士 新コスモス電機株式会社 社外監査役
川 手 典 子	監 査 役	川手公認会計士事務所 公認会計士 税理士 米国公認会計士 クリアコンサルティング株式会社 代表取締役 キャストグローバルグループ パートナー いちご株式会社 社外取締役 二チレキ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役のうち山岸和彦および川手典子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 常勤監査役寺沢常夫氏は、当社の経理統轄取締役を務めた経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
常勤監査役青木勝重氏は、他社で経理部門および内部統制・監査部門の業務に従事した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役川手典子氏は、公認会計士および税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏ならびに監査役山岸和彦および川手典子の両氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っております。
5. 当期中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- ① 2022年6月23日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって、林 茂および桑木剛一郎の両氏は、取締役を退任いたしました。
- ② 2022年6月23日開催の第131期定時株主総会において、新たに倉知圭介氏が取締役に選任され、就任いたしました。
6. 取締役の地位、担当および重要な兼職の状況は、2023年4月1日現在、次のとおりとなっております。

氏 名	会社における地位	会社における担当および重要な兼職の状況
藤 原 一 彦	代表取締役社長 社長執行役員	
稲 垣 昌 幸	代表取締役 副社長執行役員	研究開発本部、先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、光電気複 合インターポーザ事業開発推進部統轄 生産技術本部、コーポレートエンジニアリングセンター担当
朝 隈 純 俊	取締 役 副社長執行役員	高機能プラスチックセグメント統轄
中 村 隆	取締 役 専務執行役員	総務本部、人事本部、経理企画本部、経営戦略企画室、サステナビリティ 推進部、情報システム部、大阪事務所、名古屋事務所、調達本部統轄 住ベ情報システム株式会社 代表取締役社長
小 林 孝	取締 役 専務執行役員	フィルム・シート研究所、フィルム・シート営業本部、医療機器事業本部、 S-バイオ事業部、尼崎工場統轄 秋田住友ベーク株式会社 代表取締役社長 S B カワスミ株式会社 代表取締役会長
倉 知 圭 介	取締 役 専務執行役員	半導体関連材料セグメント、スマートコミュニティ市場開発本部統轄 九州住友ベークライト株式会社 代表取締役社長 台湾住友培科股份有限公司 董事長
阿 部 博 之	取締 役	
松 田 和 雄	取締 役	大同メタル工業株式会社 社外監査役
永 島 恵 津 子	取締 役	公認会計士永島会計事務所 公認会計士 ブルドックソース株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社ファルコホールディングス 社外取締役

(ご参考)

執行役員を兼務する取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。

(2023年4月1日現在)

氏名	地位	担当
桑木 剛一郎	常務執行役員	H P P事業本部副事業本部長 H P P事業本部航空機材料部長 北米高機能プラスチック事業、VAUPELL社エアロ事業担当
文田 雅哉	常務執行役員	尼崎工場長 神戸事業所長 フィルム・シート研究所統轄
竹崎 義一	常務執行役員	総務本部、人事本部、大阪事務所、名古屋事務所統轄
指田 暢幸	常務執行役員	産業機能性材料研究所、産業機能性材料営業本部、鹿沼工場、シート防水事業担当
鈴木 真	常務執行役員	H P P事業本部副事業本部長 アジア高機能プラスチック事業、中国高機能プラスチック事業担当
鍛冶屋 伸一	常務執行役員	情報通信材料研究所統轄 情報通信材料営業本部、スマートコミュニティ市場開発本部担当
平井 俊也	常務執行役員	経営戦略企画室、サステナビリティ推進部統轄 経理企画本部、情報システム部、調達本部担当
アレックス ゲスケンス	執行役員	H P P事業本部副事業本部長 欧州高機能プラスチック事業担当
田中 厚	執行役員	フィルム・シート営業本部長 フィルム・シート研究所担当
中西 久雄	執行役員	研究開発本部長 先端材料研究所、バイオ・サイエンス研究所、光電気複合インターポーザ事業開発推進部 担当
金沢 敏秀	執行役員	H P P事業本部副事業本部長 静岡工場長 H P P技術開発研究所担当
池山 寧久	執行役員	人事本部長 総務本部、大阪事務所、名古屋事務所担当
沖 博美	執行役員	経営戦略企画室長 サステナビリティ推進部長
野村 浩史	執行役員	H P P事業本部副事業本部長 H P P事業本部マテリアルズソリューション営業本部長
大久保 明子	執行役員	医療機器事業本部長 S-バイオ事業部担当
森 健	執行役員	SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD. MANAGING DIRECTOR 情報通信材料研究所担当

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役阿部博之、松田和雄および永島恵津子の3氏ならびに監査役青木勝重、山岸和彦および川手典子の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社子会社（北米地区を除く。）の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。なお、保険料は、当社が全額負担しております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年6月24日開催の取締役会の決議により、次のとおり定めております。

取締役の報酬は、「月額報酬」および「賞与」で構成する。月額報酬は役位ごとの固定報酬とし、賞与は事業の年度計画の達成への意欲を高めるため、事業年度の事業利益を基準に支給額を算定する。なお、社外取締役は月額報酬のみとする。月額報酬と賞与の年度支給総額は、株主総会で決議された限度額の範囲内とする。

取締役の個人別の報酬等の額については、独立社外取締役（株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届出を行っている者）が過半数を占める指名・報酬委員会を設置し、取締役会決議により、指名・報酬委員会にその決定を委任する。

#### イ. 月額報酬

月額報酬の個別支給額は、代表取締役会長および取締役が兼務する社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、執行役員の役位ごとに支給額を定める。社外取締役は、一定の額とする。

#### ロ. 賞与

賞与は、業績に連動して金額を決定することとし、その算定指標として、持続的成長を図るため管理すべき重要な指標の一つである事業利益を採用する。事業利益に一定率を乗じて算出した額を支給総額とし、個別の支給額は、役位に応じて支給総額に一定率を乗じた額により算出する。

#### ハ. 月額報酬と賞与の割合

賞与を上記基準により決定するため、月額報酬と賞与との割合は定めない。

#### ニ. 支給時期

月額報酬は、取締役の在任期間中、毎月支給する。賞与は、在任する事業年度に関する定時株主総会の日に支給する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額5億5千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

指名・報酬委員会に対して、2022年6月23日開催の取締役会決議により、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容の決定を委任しました。

イ. 受任者（指名・報酬委員会委員）

代表取締役社長 藤原 一彦

独立社外取締役 阿部 博之

独立社外取締役 松田 和雄

独立社外取締役 永島恵津子

(注) 2022年4月から6月までの分として支給した月額報酬および2022年6月23日に支給した賞与については、2021年6月24日開催の取締役会決議による委任に基づき指名・報酬委員会が後記ロに記載の内容を決定し、その委員には、上記のほか、2022年6月23日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって代表取締役会長を退任した林 茂氏が含まれております。

ロ. 委任された権限の内容

取締役の役位別の月額支給額の決定および賞与の配分における役位別の支給額の決定

ハ. 委任した理由

取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、当社全体の業績や事業環境を俯瞰しつつ、各取締役の職務執行を取締役会から独立して、客観的かつ公正に評価を行う必要があることから、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会に決定を委任することが最も適していると考えられるためです。

二. 権限が適切に行使されるようにするために講じた措置および個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名・報酬委員会は、独立性および客観性を確保し、権限が適切に行使されるようにするため、委員の過半数を独立社外取締役で構成するものとし、その決議は出席委員の過半数をもって決定することとしております。このため取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の個人別の報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬は、基本報酬（月額報酬）であり、その総額および個別支給額は、株主総会で決議された報酬額の限度の範囲内で、監査役の協議により決定されます。

なお、監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## ⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		支給人員 (名)
		月額報酬	賞与	
取締役	424	299	125	11
監査役	76	76	—	4
(上記のうち) 社外役員	58	58	—	5

- (注) 1. 上記の取締役の支給額および支給人員には、2022年6月23日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した林 茂および桑木剛一郎の両氏を含んでおります。
2. 取締役に対する賞与の算定指標となる事業利益の当事業年度の期初目標は285億円であり、その実績は254億48百万円となりました。
3. 取締役には使用人分給与を支給しておりません。
4. 社外取締役および監査役には賞与を支給しておりません。
5. 上記支給額のほか、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、2022年6月23日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した林 茂氏に対して36百万円を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の増加額1百万円が含まれております。

## (5) 社外役員の状況

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、記載すべき関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
阿部博之 (社外取締役)	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、大学教授としての専門的知識、豊富な経験および幅広い見識を生かして、適宜、経営全般に資する発言を行っております。また、指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行っております。以上から、同氏は当社の期待する役割を果たしております。
松田和雄 (社外取締役)	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、金融機関および事業会社の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を生かして、適宜、経営全般に資する発言を行っております。また、指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行っております。以上から、同氏は当社の期待する役割を果たしております。
永島惠津子 (社外取締役)	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地ならびに財務および会計に関する幅広い見識を生かして、適宜、経営全般に資する発言を行っております。また、指名・報酬委員会において委員を務め、独立性のある立場から発言を行っております。以上から、同氏は当社の期待する役割を果たしております。
山岸和彦 (社外監査役)	当期開催の取締役会14回のすべておよび監査役会19回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地および経営に関する幅広い見識を生かして、適宜、課題提起や提言を行っております。
川手典子 (社外監査役)	当期開催の取締役会14回のすべておよび監査役会19回のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地ならびに財務、会計および経営に関する幅広い見識を生かして、適宜、課題提起や提言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況（2023年3月31日現在）

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	134百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	134百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受けて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度を含む会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、SUMITOMO BAKELITE EUROPE NV、VYNCOLIT NV、SUMITOMO BAKELITE EUROPE (BARCELONA), S.L.U.、南通住友電木有限公司、SNC INDUSTRIAL LAMINATES SDN. BHD.、蘇州住友電木有限公司、SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE. LTD.、住友倍克澳門有限公司、東莞住友電木有限公司、SUMIDUREZ SINGAPORE PTE. LTD.、KAWASUMI LABORATORIES (THAILAND) CO., LTD.および台湾住友培科股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定するほか、会計監査人の独立性およびその職務の遂行状況等に鑑み、その職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条に基づき会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定する方針であります。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、当社グループの業務が適正に行われることを確保するための体制の整備についての基本方針について、これまでのサステナビリティ経営やガバナンス強化の取り組みを踏まえ、そのさらなる推進を目指して、2023年2月28日開催の取締役会の決議により、一部改定を行いました。その内容は、次のとおりであります。

### (1) 基本的な考え方

- ① 当社は、住友の事業精神を尊重し、経営理念を示した基本方針「我が社は、信用を重んじ確実を旨とし、事業を通じて社会の進運及び民生の向上に貢献することを期する。」に基づき、「サステナビリティ推進基本方針」を定めるとともに、社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会を中心とする体制で、社会的課題を解決し、持続的な成長と価値創造を実現する。
- ② 当社は、当社およびグループ各社（以下、当社グループという。）の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、内部統制システムという。）が上記の取り組みを推進する基盤となるものと考え、以下の内部統制システムを整備し、それを積極的に活用して経営を行う。

### (2) 当社および当社グループにおける取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ共通の規範・基準として、「私たちの行動指針」および「住友ベークライトグループ倫理規範」を定め、当社グループの役職員に周知する。当社グループの役職員は、法令・定款および決められたルールを遵守し、かつ企業倫理にもとる行為を行わないことを職務執行の基本とする。
- ② 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、「コンプライアンス委員会」を設置する。同委員会は、規程に基づき社長が任命する委員長の下で、当社グループのコンプライアンスの推進、状況調査、改善、教育啓蒙等を行う。
- ③ 当社は、コンプライアンス違反の早期発見・未然防止を図るため、当社グループ共通のコンプライアンス通報制度を整備し、コンプライアンス違反またはそのおそれがある行為を知った当社グループの役職員および利害関係者が社内外に設置された通報窓口へ直接通報できるよう運用する。窓口へ寄せられた情報は、コンプライアンス委員会委員長（委員長が被通報者になる場合にあっては、副委員長）により適切に処理され、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けることはない。また、グループ各社は、所在国の法令上の要求等を考慮した上で、必要な場合に独自の内部通報制度を整備し、運用する。
- ④ 当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を維持・強化し、内部統制の実施、評価、報告および是正等の適切な運営を行うとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。
- ⑤ 当社グループは、反社会的勢力との関係の排除、贈収賄やカルテル等の違法行為の防止に関し、当社グループ共通の枠組みを遵守するとともに、規程および必要な手続を定め、周知徹底および適切な管理運用に努める。
- ⑥ 当社の監査室および所管業務に関して内部監査を行う部署（以下、内部監査部門という。）は、当社グループの経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および職務執行の状況を適法性および各種基準への適合性の観点から検討・評価し、改善への助言・提案等を行う。また、当社の監査室は、社長および監査役に個別の監査結果を適宜報告するとともに、当社グループの役職員の職務執行に対する監査の実施状況を、当社の取締役会および監査役に定期的に報告する。

### (3) 当社および当社グループにおける取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびにグループ各社から当社への職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社の役職員の職務執行における意思決定は、「起案規程」に基づき稟議手続を行い、文書または電磁的方法により稟議手続の記録を保存する。
- ② 当社の役職員の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え「文書規程」、「文書保存規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「情報システムセキュリティ基本方針」等の諸規程およびこれらに関する各マニュアルに従い、適切に保存および管理を行う。
- ③ グループ各社は、情報の保存・管理について、適切な意思決定手続および保存のルールを定め、管理を行う。
- ④ 当社は、グループ会社の管理運営に関する基本事項を定める「関係会社管理運営規程」において、グループ各社が行う事業上の重要事項、グループ各社の財政状態および営業成績に影響を及ぼす事象について、当社における承認または当社への報告を義務付ける。
- ⑤ 内部監査部門は、グループにおける職務執行に係る情報の保存、管理および報告の状況を諸規程およびマニュアル等に照らし監査を行い、適切な保存および管理のための助言・提案等を行う。

### (4) 当社および当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスクマネジメント基本規程」において、当社グループのリスクマネジメントの基本方針を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対し的確な管理・実践を行う。
- ② 当社は、当社グループのリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を協議・承認する組織として「リスクマネジメント委員会」を設置した上で、個別リスクの検討課題ごとに具体策を検討・実施する主管部門を設定し、主管部門は進捗を委員会に報告する。
- ③ 当社は、当社グループでの危機発生時における基本方針、体制、情報伝達ルート等を定め、危機の早期取捨、損害の拡大防止を図る。
- ④ 内部監査部門は、当社グループにおける経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、会社財産の保全のための助言・提案等を行う。

### (5) 当社および当社グループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、これを実行するための経営目標を定める。
- ② 当社の取締役会は執行役員を選任し、執行役員は社長の指揮命令の下で業務執行の責任者として担当業務を執行する。
- ③ 当社は、取締役、監査役および執行役員で構成する「役員連絡会」を定期的で開催し、当社グループの業務執行の方針の伝達および業務執行状況の報告を行う。
- ④ 当社は、当社グループで横断的に取り組む必要のあるテーマについて、各種委員会において社長が任命する委員長の下で方針・計画の策定、施策の推進、実施状況の検証等の業務を行い、重要な事項は当社の取締役会において報告される。
- ⑤ 当社は、定期的に当社グループの業務執行の責任者が一堂に会する会合を開催し、経営方針の周知および当社グループ内の意思疎通の向上を図る。
- ⑥ 当社の役職員は、グループ各社の取締役等を兼務し、当社グループの経営方針に沿った職務の執行を行う。

- ⑦ 当社は、当社グループの業務の適正を図るため、「関係会社管理運営規程」において、子会社の意思決定に関する当社の関与の基準および程度を明確にする。
- ⑧ 当社は、「連結子会社の内部統制に係る包括的指針」を定め、グループ各社における内部統制システムの整備を推進し、その維持、強化に努める。
- ⑨ 当社は、サイバーリスク等への必要な対策を行いながら、最新のIT技術を積極的に活用し、当社グループの業務全般の正確性、効率性、実効性を高めるべく、業務の革新を推進する。
- ⑩ 内部監査部門は、当社グループにおける経営活動の全般にわたる管理・運営の制度および業務執行の状況を検討・評価し、経営効率の向上のため改善・合理化への助言・提案等を行う。

#### **(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、規程に基づき、監査役の指揮命令の下で監査役の職務を補助するため監査役付属を置き、その員数、能力等については監査役会の要請に基づき、必要に応じて見直すことに努める。なお、監査役付属の異動等については監査役会と事前に調整を行う。
  - ② 当社は、次のような監査役への報告に関する体制を整備し、運用する。
    - イ. 当社グループの役職員は、当社の各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。
    - ロ. 社長の決裁を必要とする重要な意思決定については常勤監査役に回覧し、当社の取締役会の決議事項に関する情報は、各監査役に事前に通知する。
    - ハ. 当社の役職員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項もしくは著しく不当な事項を知ったときは、これを監査役に報告する。グループ各社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項もしくは著しく不当な事項を知ったときは、これを当社の役職員に報告し、報告を受けた当社の役職員はこれを監査役に報告する。
  - 二. 当社は、当社グループ共通のコンプライアンス通報制度およびグループ各社の内部通報制度の通報窓口寄せられた当社グループに著しい損害を及ぼす法令・定款に違反する事実やそのおそれのある事項またはその他重要な事項については適宜監査役に報告するとともに、それらの通報窓口の運用状況についてはコンプライアンス委員会を通じて定期的に報告する。また、当社グループ共通のコンプライアンス通報制度において、当社の取締役または執行役員が通報対象者になる場合には、通報窓口およびコンプライアンス委員会による監査役への報告を義務付ける。
  - ホ. 当社は、当社グループの役職員が監査役に当社グループのさまざまな情報について報告したことに関して不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行のために必要な費用については速やかに処理するものとする。
  - ④ 当社は、前述のほか、次のような監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用する。
    - イ. 監査役は、経営状況に関する重要な会議および内部統制に関する重要な会合に参加し、意見を述べることができる。
    - ロ. 監査役は、内部監査部門および会計監査人と関係を図るため、必要な範囲内で内部監査報告会や会計監査講評等に立ち会う。
    - ハ. 監査役会は、その年間監査計画および重点監査事項を取締役および執行役員に周知し、取締役および執行役員はそれらに基づく監査活動に協力する。
  - 二. 社長は定期的に監査役との懇談を行い、当社グループの業務執行における適正を確保するため相互に意見交換を行う。

## (運用状況の概要)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制

- ・当社グループ共通の規範・基準である「私たちの行動指針」を、現在の社会的要請に合致した内容に見直しました。また、グループ各社の役員および従業員が遵守すべきコンプライアンスの観点での具体的規範・行動基準をより明確化するため、従来の「住友ベークライトグループ行動規範」を全面的に見直し、「住友ベークライトグループ倫理規範」として制定しました。
- ・10月をコンプライアンス強調月間と定め、eラーニングによる教育等を通じて「私たちの行動指針」および「住友ベークライトグループ倫理規範」の周知徹底を図ったほか、コンプライアンスに関する社内研修を適宜実施しました。
- ・コンプライアンス委員会を3回開催し、グループのコンプライアンスに関する取り組みの方針の策定およびその進捗を確認しました。
- ・当社の内部通報制度について、取締役または執行役員が被通報者となる事案における調査・対応の被通報者からの独立性を確保するため、見直しを行いました。当社の内部通報制度による内部通報の内容はすべて社長に報告され、その指示のもと、主管部門を通じて適切に対応・処理しました。また、当社およびグループ各社における内部通報制度の利用状況および対応状況について、コンプライアンス委員会において定期的な確認を実施しました。
- ・財務報告に係る内部統制については、当社の監査室がグループの内部統制評価を実施し、グループの内部統制が適切に運用されていることを確認しました。
- ・当社の監査室によって行われた当社およびグループ各社における管理・運営の制度および業務執行の状況に対する検討・評価、これに基づく改善への助言・提案、是正状況の確認等の内部監査の結果を取締役会で確認しました。また、当社の監査室は、当社の監査役会にもこれらの監査結果の報告を行いました。当社の生産技術本部は、グループのモノづくりの全プロセスに関する内部監査を実施し、安全・環境・品質などの観点で総合的に点検して指摘・改善提案を行いました。

### (2) リスク管理体制

- ・リスクマネジメント委員会を4回開催し、当社グループの経営成績等に重要な影響を与える主要リスクの選定、主要リスクの対応策の妥当性確認および追加検討すべき対策、個別リスクに対しての必要な施策についての指示などを主管部門、各事業部門に対して行いました。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、従来の「新型インフルエンザ対応マニュアル」の適用対象を感染症全般へと拡大する形で2021年に見直した「全社『新型コロナウイルス』対策マニュアル」を活用して整備した体制のもと、役職員の安全確保と事業の継続の両立に向けた対策を取りました。

### (3) グループ管理体制

- ・グループ会社の運営については、「関係会社管理運営規程」に基づき必要な情報を把握し、重要な案件は当社取締役会において報告・審議しました。
- ・SDGsを含むグループのサステナビリティ活動を継続的かつ全社的に行う母体であるサステナビリティ推進委員会のもと、その下部委員会であるコンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、レスポンシブル・ケア委員会、SDGs推進委員会、カーボンニュートラル推進委員会、情報セキュリティ対策委員会などを定期的に開催し、グループで取り組むべきテーマについて適宜検討を行いました。
- ・年2回開催する業務連絡会において、グループの業務執行の責任者間で経営方針・課題の共有を行い、グ

ループで一体となった事業運営を進めております。

- ・ R & D効率化や新製品の創出力の向上を目指して、研究開発分野でM I 推進プロジェクトを新たに立ち上げたほか、モノづくりや業務全般でも積極的に I T 技術を活用し、グループの業務運営をD X をもとに効率的かつ効果的に推進しました。

#### (4) 取締役の職務執行の体制

- ・ 前事業年度を初年度とする 3 か年の中期経営計画を策定し、そのビジョン、基本方針および基本戦略のもと、当事業年度における各事業部門の事業戦略や年間予算を定め、その進捗や達成状況を適宜取締役会で確認しました。
- ・ 役員連絡会を原則として毎月 1 回開催し、取締役会で決定された方針や重要事項を周知するとともに、業績の報告および各執行役員からの業務の執行状況の報告を行い、重要事項のレビューおよび情報の共有を行いました。
- ・ 取締役会の実効性の確保に向けて、取締役会に出席する全従業員のアンケートによる自己評価およびこの集計結果に基づく議論により、取締役会の実効性の分析・評価を行い、これまでに抽出した課題の改善状況を確認し、取締役会の実効性の確保に向けて、さらなる取締役会の活性化を図ることとしました。

#### (5) 監査役の監査の体制

- ・ すべての監査役は、在任中のすべての監査役会、取締役会、役員連絡会、社外取締役が参加する社外役員会に出席して必要な意見を述べたほか、常勤監査役が中核となり、業務連絡会、予算審議会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会などの、経営や内部統制に関する重要な会議にも参加して、監査に必要な情報を収集するとともに、意見交換を行いました。
- ・ 監査役および監査役会は、当社が抱えるリスクの検討を行った上で、当年度の監査計画と重点監査項目を決定し、取締役会にその概要を報告して、取締役の協力を得て往査などの監査活動を行いました。
- ・ 社長と監査役は、定期的に会合を持ち、会社経営をめぐる諸課題や監査役の監査活動について意見交換を行いました。
- ・ 当社は、社長の決裁を必要とするすべての重要な意思決定の常勤監査役への回覧や、取締役会の決議事項の全監査役への事前の説明に加え、内部通報を含めた、グループの法令・定款に違反するあるいはそのおそれのある事項、その他グループの運営に係る重要な事項について監査役へ必要な報告を行いました。
- ・ 監査役および監査役会は、ウェブ会議形式も活用しながら、常勤監査役が内部監査や会計監査の往査の講評に参加するほか、社外監査役も加わって内部監査部門や会計監査人と定期的に会合を持つなどして、内部監査部門や会計監査人との緊密な連携を保ちました。
- ・ 当事業年度は、兼務の監査役付属 1 名が監査役の指揮命令下で、各監査役および監査役会の活動を補助しました。

(注) 本事業報告における金額、比率および株式数の表示方法は、注記がある場合を除き、次のとおりであります。ただし、「-」と表示している場合は「なし」を表しております。

1. 百万円単位の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上収益および利益の増減比率ならびに売上収益構成比は四捨五入により小数点第 1 位まで、議決権比率および持株比率ならびに所有者別株式分布は四捨五入により小数点第 2 位まで表示しております。
3. 千株単位の記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

# 連結財政状態計算書

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産</b>		<b>負 債</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>223,216</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>79,767</b>
現金及び現金同等物	99,620	借入金	21,824
営業債権及びその他の債権	60,954	営業債務及びその他の債務	52,826
その他の金融資産	1,133	その他の金融負債	1,359
棚卸資産	57,708	未払法人所得税等	2,458
その他の流動資産	3,801	引当金	194
		その他の流動負債	1,107
<b>非 流 動 資 産</b>	<b>155,242</b>	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>40,999</b>
有形固定資産	107,479	借入金	21,407
使用権資産	7,603	その他の金融負債	4,031
のれん	1,343	退職給付に係る負債	4,031
その他の無形資産	2,528	引当金	1,229
その他の金融資産	27,132	繰延税金負債	9,773
退職給付に係る資産	6,777	その他の非流動負債	527
繰延税金資産	2,134	<b>負 債 合 計</b>	<b>120,766</b>
その他の非流動資産	246	<b>資 本</b>	
<b>資 産 合 計</b>	<b>378,457</b>	<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>	<b>255,358</b>
		資本金	37,143
		資本剰余金	35,137
		自己株式	△ 6,799
		その他の資本の構成要素	34,475
		利益剰余金	155,403
		<b>非 支 配 持 分</b>	<b>2,333</b>
		<b>資 本 合 計</b>	<b>257,692</b>
		<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>378,457</b>

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額
売	上	収	益	284,939
売	上	原	価	△ 203,587
売	上	総	利	81,353
販	売	費	及	△ 55,905
事	業	一	般	25,448
		管	理	
		理	費	
		費	益	
そ	の	他	の	243
そ	の	他	の	△ 868
		の	収	
		の	益	
		費	用	
		用	益	
営	業	利	益	24,823
金	融	収	益	2,388
金	融	費	用	△ 475
税	引	前	利	26,736
法	人	所	得	△ 6,142
		得	税	
		税	費	
		費	用	
当	期	利	益	20,595
非	支	配	持	305
		持	分	
		分	益	
親	会	社	の	20,289
		所	有	
		者	に	
		帰	属	
		す	る	
		当	期	
		利	益	

# 連結持分変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
当期首残高	37,143	35,137	△ 6,794	139,383
当期利益	—	—	—	20,289
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	—	20,289
剰余金の配当	—	—	—	△ 5,647
自己株式の取得	—	—	△ 5	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	1,377
所有者との取引合計	—	—	△ 5	△ 4,270
当期末残高	37,143	35,137	△ 6,799	155,403

	親会社の所有者に帰属する持分						非 支 配 分	資 本 合 計
	その他の資本の構成要素					合 計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動額	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額				
当期首残高	9,852	—	△ 52	15,114	24,915	2,352	232,136	
当期利益	—	—	—	—	—	305	20,595	
その他の包括利益	△ 84	1,072	10	9,939	10,937	76	11,013	
当期包括利益	△ 84	1,072	10	9,939	10,937	381	31,608	
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 400	△ 6,047	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 5	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△ 305	△ 1,072	—	—	△ 1,377	—	—	
所有者との取引合計	△ 305	△ 1,072	—	—	△ 1,377	△ 400	△ 6,052	
当期末残高	9,463	—	△ 41	25,053	34,475	2,333	257,692	

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>	<b>217,223</b>	<b>負 債 の 部</b>	<b>90,939</b>
<b>流 動 資 産</b>	<b>64,993</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>55,287</b>
現金及び預金	12,489	支払手形	844
受取手形	3,849	買掛金	21,121
売掛金	22,732	短期借入金	4,934
商品及び製品	4,862	1年内返済予定の長期借入金	2,500
半製品	3,167	コマーシャル・ペーパー	15,000
仕掛品	78	未払金	1,839
原材料及び貯蔵品	5,755	未払費用	1,765
前払費用	452	未払法人税等	299
短期貸付金	934	預り金	4,269
未収入金	10,485	賞与引当金	1,786
その他金	186	その他	928
貸倒引当金	△ 0		
<b>固 定 資 産</b>	<b>152,229</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>35,651</b>
(有形固定資産)	(33,772)	長期借入金	31,056
建物	13,890	繰延税金負債	4,229
構築物	731	環境対策引当金	89
機械及び装置	7,462	資産除去債務	79
車両運搬具	18	長期預り保証金	121
工具、器具及び備品	1,612	その他	74
土地	7,096		
一ス資産	98	<b>純資産の部</b>	<b>126,283</b>
建設仮勘定	2,862	<b>株 主 資 本</b>	<b>118,580</b>
(無形固定資産)	(798)	資本金	37,143
ソフトウェア	582	資本剰余金	35,359
その他	215	資本準備金	35,358
(投資その他の資産)	(117,658)	その他資本剰余金	0
投資有価証券	17,793	利益剰余金	52,878
関係会社株式	91,652	利益準備金	4,136
長期貸付金	1,415	その他利益剰余金	48,741
長期前払費用	200	別途積立金	32,500
前払年金費用	6,269	繰越利益剰余金	16,241
その他	542	<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 6,799</b>
貸倒引当金	△ 216	評価・換算差額等	7,703
		その他有価証券評価差額金	7,703
<b>資 産 合 計</b>	<b>217,223</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>217,223</b>

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		99,672
売上原価		67,350
売上総利益		32,321
販売費及び一般管理費		24,577
営業利益		7,744
営業外収益		
受取利息	38	
受取配当金	8,644	
雑収入	318	9,000
営業外費用		
支払利息	380	
雑損	361	742
経常利益		16,002
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	436	
その他	57	499
特別損失		
固定資産除売却損	81	
抱合せ株式消滅差損	83	
その他	67	233
税引前当期純利益		16,269
法人税、住民税及び事業税	1,195	
法人税等調整額	388	1,583
当期純利益		14,685

# 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 準 備 金
当 期 首 残 高	37,143	35,358	0	4,136
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	37,143	35,358	0	4,136

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金					
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	32,500	7,202	△ 6,794	109,547	8,146	117,693
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△ 5,646		△ 5,646		△ 5,646
当 期 純 利 益		14,685		14,685		14,685
自 己 株 式 の 取 得			△ 5	△ 5		△ 5
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					△ 443	△ 443
当 期 変 動 額 合 計	—	9,038	△ 5	9,033	△ 443	8,590
当 期 末 残 高	32,500	16,241	△ 6,799	118,580	7,703	126,283

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

住友ベークライト株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 椎 名 弘指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 雄 飛

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友ベークライト株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友ベークライト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

住友パークライト株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 椎 名 弘指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 雄 飛

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友パークライト株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、web会議システムも活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とweb会議システムも活用しながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についてweb会議システムも活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

住友ベークライト株式会社 監査役会

常勤監査役	寺 沢 常 夫	㊞
常勤監査役	青 木 勝 重	㊞
社外監査役	山 岸 和 彦	㊞
社外監査役	川 手 典 子	㊞

以 上

(ご参考)

## トピックス

### 樹脂化e-Axleの取り組み

当社グループでは、電動車へ向けた取り組みの目玉として、その駆動システムに設計段階から高機能樹脂を盛り込んだ独自の「樹脂化e-Axle\*」の作製、データ取得を進めています。これは熱マネジメントに優れ、小型・軽量、低振動・低騒音等の高効率で省エネ効果の高いe-Axleを実現するものとして、国内外から多くの反響が寄せられており、すでに複数の自動車関連メーカーから賛同をいただき、共同での開発を開始しています。また、この取り組みを通じて、これまで得られなかった電動車の知見が蓄積し、お客様の困りごとやうれしさの理解が進み、これらを研究開発にフィードバックすることにより、新たなアイデアにつながるという好循環が生まれています。

\*e-Axle（電動アクスル）とは、インバータ、モータや減速機などを一体化した電動車向けの駆動ユニットです。従来のガソリン車のエンジンなどの動力源に代わる役割を担います。



樹脂化e-Axle



ステータ封止（樹脂絶縁層）

### 革新的な新時代の包装形態「バリアスキンパック」

スキンパックとは、トレー・台紙などの上に内容物を置き、フィルムをぴったりと密着させる包装方法です。当社は、日本で初めて酸素バリア性と高い追従性の機能を有したスキンパックフィルムを開発しました。フィルムの効果として内容物の鮮度保持が見込めるため、食品ロス削減につながるという、昨今のSDGsの時流に適した製品となっています。さらに、精肉に関しては、消費期限を延長させることで熟成が進み、精肉自体のおいしさも向上させることができるというデータも出ています。まさに社会に「うれしさ」と「おいしさ」をお届けできる新時代の包装形態として、徐々に市場に広がりつつあります。



## DX推進に向けた取り組み

当社グループは、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向けて、「研究開発」「モノづくり」「業務全般」の3つの分野で取り組みを進めています。研究開発では、MI\*推進プロジェクトを立ち上げ、研究開発の効率化や新製品の創出力の向上を図るとともに、データサイエンティストの育成を進めています。モノづくりでは、人に頼らずに安定した品質で生産を行うことができるオートパイロット制御を推進しています。導入済みの国内工場では、人的生産性が平均で約20%向上しており、今後は海外工場への展開を進めていきます。

\*MI（マテリアルズ・インフォマティクス）とは、機械学習を用いたデータ分析などの情報科学（インフォマティクス）の手法により、材料開発の効率を高める取り組みです。



ビジネスモデルの変革  
競争力ある製品・サービスを創出

## DE & I 推進と障がい者支援に向けた取り組み

当社グループでは、皆が明るく生き生きと働くことができる職場環境を目指して、DE & I\*推進に積極的に取り組んでいます。2023年4月にはDE & I推進室を発足し、育児休業や短時間勤務などの制度を充実させるとともに、制度をより活用しやすい職場作りを行うためのさまざまな教育プログラムの実施やイントラネットの拡充による制度の周知に取り組んでいます。

障がい者支援にも取り組んでおり、一般社団法人日本障がい者サッカー連盟（JIF）や一般社団法人障がい者自立推進機構が展開する「パラリンアート®」などへの支援を行っています。また、障がい者雇用率の2022年度平均は2.72%と法定雇用率を超える水準を保っており、ろう学校のインターンシップを通じて障がい者の育成も支援しています。

\*ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公正性）、インクルージョン（包括性）の3つの言葉の略語です。



ブラインドサッカー  
(画像提供：JBFA日本ブラインドサッカー協会)



パラリンアート®作品使用カレンダー

## 株主メモ

- 事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会** 毎年6月開催
- 基準日** 定時株主総会：毎年3月31日  
期末配当金：毎年3月31日  
中間配当金：毎年9月30日  
そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
- 公告方法** 電子公告により行います。  
<http://www.sumibe.co.jp>  
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
- 株主名簿管理人および  
特別口座の口座管理機関** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社
- 株主名簿管理人  
事務取扱場所** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 郵便物送付先** 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 電話照会先** ☎ 0120-782-031
- ホームページ** <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>

## お知らせ

- 1. 株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について**  
証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出およびご照会につきましては、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。
- 2. 除斥期間満了後のお取り扱いについて**  
配当金は、支払開始の日から満3年（除斥期間）を経過しますと、当社定款の規定によりお支払いできなくなりますので、お早めにお受け取りください。
- 3. 特別口座について**  
株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についての住所変更等のお届出およびご照会は、上記の電話照会先をお願いいたします。

# 株主総会会場ご案内図

会場

天王洲パークサイドビル20階

住友ベークライト株式会社 会議室

東京都品川区東品川二丁目5番8号 電話03-5462-4111



## 交通のご案内

- 東京モノレール 天王洲アイル駅下車（中央口、南口）
- りんかい線 天王洲アイル駅下車（B出口）
- 都バス 品川駅港南口（バス停1番・2番）から約5分、「新東海橋」下車  
品川駅港南口（バス停5番）から約12分、「りんかい線天王洲アイル駅前」下車

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

